

事 務 連 絡
平成 25 年 4 月 25 日

各 都道府県消費生活協同組合主管課
ご担当者様

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室生協第一係

一般社団法人日本共済協会生活協同組合委員会作成の「共済事業を行う
消費生活協同組合における共済計理人の実務指針」の一部改定について

共済事業を行う消費生活協同組合においては、共済事業の継続的かつ安定的な運営を図ることにより、契約者保護が求められています。また、消費生活協同組合法（以下、「法」といいます。）により、一定の要件に該当する場合を除き、共済計理人の選任が義務付けられており、共済計理人は共済の数理に関する事項の確認を行うこととされております。

このような観点から、一般社団法人日本共済協会の会員で構成する「生活協同組合委員会」により、法第 50 条の 12 に規定された確認を行うための実務的な指針として自主的に「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針」を作成しておりますが、今般、これらの一部改定が行われましたので情報提供いたします。

(別添)

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針原則」

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」新旧対照表

「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書 新旧対照表

別添資料の内容に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

<連絡先>

〒160-0008

東京都新宿区三栄町23-1 ライラック三栄ビル1F

一般社団法人 日本共済協会 企画部

TEL 03-5368-5753